# 会 議 記 録

$\triangle$	美夕 粉	长光区介護保险運営协議会(全和9年中等9回)
	議名称	杉並区介護保険運営協議会(令和3年度第2回)
日		令和3年10月29日(火)14時00分~15時21分
場	所	杉並区役所 中棟 5階 第3・4委員会室
出席	委員名	古谷野会長、藤林副会長、安田委員、山田委員、奥田委員、瑠璃川委員、堀本委員、日置委員、小林委員、植田委員、石川委員、櫻井委員、相田委員、根本委員、森安委員、堀向委員、井口委員、髙橋委員、田嶋委員、佐々木委員
者	区 側	高齢者担当部長、高齢者施策課長・高齢者施設整備担当課長、高齢者在宅支援課長・地域包括ケア推進担当課長、介護保険課長、障害者施策課長、保健サービス課長、在宅医療・生活支援センター所長
	事務局	近藤、山本、小野
欠歷	常者	成瀬委員、邑楽委員
傍聊		0名
酉己才	<b>万資料等</b>	1 地域密着型サービス事業所の開設について 2 地域密着型サービス事業所の指定等(区内)について 3 地域密着型サービス事業所の廃止(区内)について 4 「令和3年度版 すぎなみの介護保険」 参考資料 委員・幹事名簿【席上配布】
会議		1 高齢者担当部長あいさつ
	歳の結果	2 新委員紹介 3 令和3年度第1回運営協議会会議録の内容確認について 4 議題 (1)地域密着型サービス事業所の開設について 5 報告事項 (1)地域密着型サービス事業所の指定等(区内)について (2)地域密着型サービス事業所の指定(区外)について (3)「令和3年度版 すぎなみの介護保険」について 6 その他 1 地域密着型サービス事業所の開設について(了承)
		2 地域密着型サービス事業所の指定等(区内)について(報告) 3 地域密着型サービス事業所の廃止(区内)について(報告) 4 「令和3年度版 すぎなみの介護保険」(報告)
長	<b>冷者施策</b> 課	皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、令和3年度第2回介護保険 運営協議会を始めさせていただきます。 本日は成瀬委員、それから邑樂委員から欠席のご連絡を頂いております。 まだ櫻井委員がお見えになっていないのですけれども、ご連絡はまだ頂いて おりませんので、じきにお見えになるかなと思いますので、始めさせていた だければと思います。 それではまず初めに、高齢者担当部長よりご挨拶申し上げます。

高齢者担当部	高齢者担当部長の野田でございます。皆様、本日は天気の悪い中、また足
長	元の悪い中、ご参集いただきましてありがとうございます。
	杉並区は先日、審議会の先生方から基本構想の答申を頂きました。今、そ
	れに基づきまして、総合計画、実行計画策定の作業にかかっております。
	その中でも高齢者の方が、住み慣れた杉並区のまちの中で、少しでも元気
	に暮らしていけるようにというのが重要なテーマとなっておりまして、その
	中におきましても、介護保険、これは法令に基づく制度ではございますけれ
	ども、重要なインフラといいますか、パーツであると考えております。
	その介護保険を実際に運用していく上では、お集まりの皆様方の、本当に
	日ごろよりの関わりですとかご協力ですとか、またこういう場でいろいろご
	意見、またご指導いただけることが、大変重要なことと思っております。
	本日もどうぞご審議よろしくお願いいたします。
高齢者施策課	それでは次に、次第の2番でございます。新委員の紹介ということになり
長	ます。
	今回、杉並区医師会、それから杉並区歯科医師会から、役員改選がござい
	まして、新たに委員のご推薦を頂いております。
	甲田委員、真砂委員に替わりまして、新たに杉並区医師会から安田正之委
	員、それから杉並区歯科医師会から佐々木高彦委員のご推薦を頂いておりま
	す。委嘱状につきましては、新たに委員となられた方の席上に委嘱状を用意
	させていただいておりますので、それをもって委嘱状の伝達式に変えさせて
	いただきます。
	それでは、新しい委員から、ご挨拶をお願いできればと存じます。
委員	皆さん、こんにちは。日ごろいつもお世話になりましてありがとうござい
	ます。
	杉並区医師会で地域福祉委員担当の理事をしております。前委員の先生に
	比べれば、まだ経験が非常に少なくて、現在も介護認定会議には出席してお
	りますが、介護保険に関してはまだまだ勉強不足でありまして、前回の会議
	記録を拝見しましても、まだまだ勉強することが非常にたくさんあるなとい
	う状態です。皆さんのいろいろな活発な意見を伺って、これから勉強をさせ
-Laulid Lie LL belander	ていただきながら意見も述べたいと思いますので、よろしくお願いします。
高齢者施策課	ありがとうございます。
長	続きまして、委員、よろしくお願いいたします。
委員	杉並区歯科医師会から来ました。
	この運営協議会というのは私、初めてでございまして、先ほどの医師会の
	先生と同じく、勉強しながらということなろうかと思いますけれども、皆様、
古松本什么部	どうぞよろしくお願いいたします。
高齢者施策課 長	ありがとうございました。 それでは、新しい委員名簿につきましては、席上に配付してございますの
文	で、ご確認いただければと思います。加えて、幹事名簿は変更ございません
	C、二催齢( 7.7.6)がほと心います。加えて、軒事石標は変更こさいません     けれども、参考におつけしてございます。
	ひれても、参与におうけしてことでより。   それでは、これ以降、会長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞ
	よろしくお願いいたします。
会長	皆さん、こんにちは。数か月ぶりになります。新しい委員の先生方にお入
云风	りいただいて、今年度第2回の介護保険運営協議会を始めたいと思います。
	グいただいで、ラーを第2回の月慶休阪建省協議会を始めたいこれでより。    ご協力よろしくお願いいたします。
	こ
高齢者施策課	それでは、本日は議題が1件、それから報告が3件となってございます。
長	資料番号は1から4番となっております。

このほか議題、それから報告事項ではございませんけれども、令和3年の 高齢者のしおり、それから在宅医療地域ケア通信第24号をつけさせていた だいております。 また、参考資料としまして、先ほども申し上げましたけれども、委員名簿、 幹事名簿をつけておりますので、ご確認いただければと思います。 資料については以上でございます。 よろしいでしょうか、お手元にそろっていますでしょうか。 会長 それでは最初に、お手元の次第に従いまして議事録の確認から入っていき たいと思います。事前に送付されていますし、今回は随分早く送っていただ いたので、お目通しいただけているのではないかと思いますが、何かお気づ きのことがおありの方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、会議録は承認されたということにしたいと思います。ありがと うございました。 それでは、次に次第の4、議題に移ってまいります。地域密着型サービス 事業所の開設について、資料は1番となります。 介護保険課長からお願いいたします。 介護保険課長の石河内と申します。よろしくお願いいたします。着座でご 介護保険課長 説明させていただきます。 資料1を御覧いただければと存じます。「地域密着型サービス事業所の開 設について」でございます。 介護保険法第78条の2第7項に基づきご意見を伺います。 本日、認知症対応型共同生活介護1件でございます。こちらは有料老人ホ ームとの併設施設になっております。 「(ア) 施設の概要」です。施設の名称が(仮称) たのしい家上井草。開設 予定地が、杉並区上井草四丁目 14番。定員が、2ユニット 18名。開設予定 年月日が、令和5年11月1日。圏域は井草でございます。 「(イ) 施設を運営する法人の概要」ですが、法人が株式会社ケア21。代 表者氏名、所在地は記載のとおりでございます。

表有氏名、所在地は記載のとわりでこさいます。 現在行っている事業は、訪問介護、訪問看護、通所介護など記載の事業で ございます。

それでは、添付資料を御覧ください。別添1が事業概要書でございます。

- 「1. 法人について」、それから「2. 計画概要」については、今ご説明したとおりでございますが、その「2. 計画概要」の下から2行目、土地・建物の面積は、有料老人ホーム部分と合わせて敷地面積3207.92 平米。延床面積3871.19 平米。うち認知症対応型共同生活介護部分は467.97 平米でございます。
- 「3.職員体制及び研修計画」ですが、管理者1名、介護職員14名、計画作成担当者1名、機能訓練指導員1名といった体制でございます。研修の内容は記載のとおり。

下の「4. サービス提供計画」は記載のとおりでございます。

裏面を御覧ください。「5. 資金計画」でございます。建設費が全体で1億2,859万円。うち、グループホームは1,551万円。運営準備金などは、自己資金で行うということでございます。

「6. 収支計画及び利用者見込み数」は、この表の一番下の「利用者」でございますが、8名、13名、15名、16名、17名という伸びを計画しておりまして、開設の翌月の令和5年12月に黒字化を見込んでいる状況でございます。

「7. 運営理念・運営方針」は、記載のとおりでございます。

	続いて別添2を御覧ください。案内図でございます。西武新宿線上井草駅 の南側、農芸高校の農場の隣地でございます。
	続いて、別添3を御覧ください。平面図でございます。認知症高齢者グループホームの部分が、真ん中の部分になっております。こちらは記載のとお
	り、居室、それから居間兼食堂、キッチン、あとユニットバスといった配置になってございます。
	私からのご説明は以上でございます。
会長	ありがとうございました。
	ご質問、ご意見おありの方、いらっしゃいますでしょうか。
	有料老人ホームとの合築というのは、初めてではなかったかと思うのです
	けれども、そうですか。
介護保険課長	初めてだと思います。
会長	特定施設ですか。
介護保険課長	特定施設入居者生活介護でございます。
会長	どうぞ。
委員	あくまでも利用者の視点でお聞きしたいと思います。この建築基準の図面
	を拝見しますと、基準を満たした設計と了解しますけれども、今、コロナ禍
	で、よく施設のクラスター発生のニュースを聞きますけれども、この居室に
	は、例えば手洗い設備というのはありますか。この図面を見ますと、ベッド
	と収納がありますけれども、各居室にそういう水回り施設というのはありま
	すか。
介護保険課長	居室に水回り施設があるかどうかということですか、ちょっと確認します、少々お待ちください。
委員	質問したのは、もしない場合、職員室の向こう側に手洗い場というのが2
	つありますけれども、ここが入居者さん方の専用というか、顔を洗ったり歯
	を磨いたり、そういう場所になっていくのでしょうか。
	手を洗ったりする場所、そういうのが居室にない場合は、とても少ないの
	かなと思って、利用者目線で見ると、少し不安になってしまいました。
介護保険課長	今、委員におっしゃっていただいたとおり、居室には手洗い場がございま
	せんで、この図面に記載の「手洗」となっているところが手洗い場となると
	いうことでございます。
委員	18 居室あるようですが、全員の方たちが、ここの手洗い場は2つですよ
	ね。ここで全てをいろいろ、清潔をしていくとなると、水回り施設が少ない
	のかなと、ちょっと感じたものですから。
介護保険課長	1ユニット9名ということで、9名の方が1つ1つの手洗い場を使うとい
) I II I I I I I I I I I I I I I I I I	うことになるのかなとは思っています。
委員	施設としては、これで十分満たしているのでしょうね。
介護保険課長	基準を満たしていることは確認しております。
委員	そして、恐らくコロナ禍ですから、各部屋の入口とかに、例えば消毒設備
	とかも今は置かれるような、そういうことでしょうか。
介護保険課長	具体的にどういった感染対策をするかというところまでは確認している
	わけではございませんけれども、当然、マスク着用ですとか、そういった通

	常の感染対策は講じるものと認識しております。
	m ×ノハロスズベス/スピオが肝 しっぴ U ×ノ C 即2時 し くねり み り o
委員	施設の現場というものは、私はあまりよく分からないのですけれども、そ
	ういうところに詳しい方がいらしたら、今、どのような、コロナ禍でそうい
	う清潔の設備ですかね。そういうのを行われているのか、少しお聞きしてみ
	たかったのですけれども。
会長	委員が来てくださるとちょうどぴったりなのですけれども、ちょっとまだ
	お見えになっていないですね。
委員	多分いろいろな基準を満たしてのこの図だと思うのですけれども、今後コ
	ロナが継続してずっと続いていく場合に、施設のクラスターということを考
	えると、基準的なところで変わっていく必要もあるのではないかなという不
A 344 (D BA 3M E	安もありまして質問いたしました。ありがとうございます。
介護保険課長	お答えになっていないとは思うのですけれども、感染予防のマニュアルと
	いうかガイドラインみたいなものはございますので、それらを見ながら施設した。
	として、消毒液の設置ですとか、そういった対策を講じていくのかなと思っております。
 会長	(ねります。 グループホームですから、居室というのは基本的には、一般住宅の寝室と
五段	いうことで考えていいのではないかなと思うのです。恐らくそういう基準で
	居室には水回りは作らないということになっているのですが、ただご指摘の
	ように、手洗い場が少な過ぎるような気はしますよね。トイレも少ないかな。
介護保険課長	トイレは3つずつですね。1ユニット3つずつ。
会長	洗手盤ですか、手洗いのことについては、ちょっと施設側に確認してみて
	いただけますか。
介護保険課長	頂いたご意見については、事業施設にお伝えします。
介護保険課長会長	ほかに、いかがでしょうか。
	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていま
会長	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていま すかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。
	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていま すかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係
会長	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていま すかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係 といいますか、医師のこともそうなのですけれども、いわゆる看護関係とい
会長	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていま すかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係 といいますか、医師のこともそうなのですけれども、いわゆる看護関係とい うか、何か急変時とは言いませんけれども、何かあったときに、有料老人ホ
会長	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていま すかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係 といいますか、医師のこともそうなのですけれども、いわゆる看護関係とい うか、何か急変時とは言いませんけれども、何かあったときに、有料老人ホ ームとの連携というか、そういったものが何か話はありますでしょうか。
会長	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていますかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係といいますか、医師のこともそうなのですけれども、いわゆる看護関係というか、何か急変時とは言いませんけれども、何かあったときに、有料老人ホームとの連携というか、そういったものが何か話はありますでしょうか。 多分ふだんこのグループホームには介護の方はいても看護の方はいない
会長	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていますかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係といいますか、医師のこともそうなのですけれども、いわゆる看護関係というか、何か急変時とは言いませんけれども、何かあったときに、有料老人ホームとの連携というか、そういったものが何か話はありますでしょうか。 多分ふだんこのグループホームには介護の方はいても看護の方はいないと思うのですけれども、何かそういう事態があったときに、職員の連携とか
会長	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていますかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係といいますか、医師のこともそうなのですけれども、いわゆる看護関係というか、何か急変時とは言いませんけれども、何かあったときに、有料老人ホームとの連携というか、そういったものが何か話はありますでしょうか。 多分ふだんこのグループホームには介護の方はいても看護の方はいないと思うのですけれども、何かそういう事態があったときに、職員の連携とかは何かありそうでしょうか。
会長	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていますかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係といいますか、医師のこともそうなのですけれども、いわゆる看護関係というか、何か急変時とは言いませんけれども、何かあったときに、有料老人ホームとの連携というか、そういったものが何か話はありますでしょうか。 多分ふだんこのグループホームには介護の方はいても看護の方はいないと思うのですけれども、何かそういう事態があったときに、職員の連携とかは何かありそうでしょうか。 有料老人ホームとの連携というのは今、手元に資料がないのですけれど
会長	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていますかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係といいますか、医師のこともそうなのですけれども、いわゆる看護関係というか、何か急変時とは言いませんけれども、何かあったときに、有料老人ホームとの連携というか、そういったものが何か話はありますでしょうか。 多分ふだんこのグループホームには介護の方はいても看護の方はいないと思うのですけれども、何かそういう事態があったときに、職員の連携とかは何かありそうでしょうか。
会長	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていますかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係といいますか、医師のこともそうなのですけれども、いわゆる看護関係というか、何か急変時とは言いませんけれども、何かあったときに、有料老人ホームとの連携というか、そういったものが何か話はありますでしょうか。多分ふだんこのグループホームには介護の方はいても看護の方はいないと思うのですけれども、何かそういう事態があったときに、職員の連携とかは何かありそうでしょうか。 有料老人ホームとの連携というのは今、手元に資料がないのですけれども、ただ、グループホームとしてお医者様との連携ということで、杉並区医
会長	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていますかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係といいますか、医師のこともそうなのですけれども、いわゆる看護関係というか、何か急変時とは言いませんけれども、何かあったときに、有料老人ホームとの連携というか、そういったものが何か話はありますでしょうか。 多分ふだんこのグループホームには介護の方はいても看護の方はいないと思うのですけれども、何かそういう事態があったときに、職員の連携とかは何かありそうでしょうか。 有料老人ホームとの連携というのは今、手元に資料がないのですけれども、ただ、グループホームとしてお医者様との連携ということで、杉並区医師会の先生にお願いするようにしてくださいということをお伝えしていま
会長委員	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていますかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係といいますか、医師のこともそうなのですけれども、いわゆる看護関係というか、何か急変時とは言いませんけれども、何かあったときに、有料老人ホームとの連携というか、そういったものが何か話はありますでしょうか。多分ふだんこのグループホームには介護の方はいても看護の方はいないと思うのですけれども、何かそういう事態があったときに、職員の連携とかは何かありそうでしょうか。
会長委員	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていますかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係といいますか、医師のこともそうなのですけれども、いわゆる看護関係というか、何か急変時とは言いませんけれども、何かあったときに、有料老人ホームとの連携というか、そういったものが何か話はありますでしょうか。多分ふだんこのグループホームには介護の方はいても看護の方はいないと思うのですけれども、何かそういう事態があったときに、職員の連携とかは何かありそうでしょうか。
会長委員	ほかに、いかがでしょうか。     今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていますかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。     1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係といいますか、医師のこともそうなのですけれども、いわゆる看護関係というか、何か急変時とは言いませんけれども、何かあったときに、有料老人ホームとの連携というか、そういったものが何か話はありますでしょうか。多分ふだんこのグループホームには介護の方はいても看護の方はいないと思うのですけれども、何かそういう事態があったときに、職員の連携とかは何かありそうでしょうか。     有料老人ホームとの連携というのは今、手元に資料がないのですけれども、ただ、グループホームとしてお医者様との連携ということで、杉並区医師会の先生にお願いするようにしてくださいということをお伝えしています。     特定施設に関しては、区には中身についてなかなか関与できない部分があるのだろうと思うのですけれども、初めての合築ということもあるので、緊急時の応援体制のようなことは組めるものなのかどうかというのは、ちょっと聞いておいたらいいかもしれないですよね。
会長委員	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていますかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係といいますか、医師のこともそうなのですけれども、いわゆる看護関係というか、何か急変時とは言いませんけれども、何かあったときに、有料老人ホームとの連携というか、そういったものが何か話はありますでしょうか。多分ふだんこのグループホームには介護の方はいても看護の方はいないと思うのですけれども、何かそういう事態があったときに、職員の連携とかは何かありそうでしょうか。 有料老人ホームとの連携というのは今、手元に資料がないのですけれども、ただ、グループホームとしてお医者様との連携ということで、杉並区医師会の先生にお願いするようにしてくださいということをお伝えしています。 特定施設に関しては、区には中身についてなかなか関与できない部分があるのだろうと思うのですけれども、初めての合築ということもあるので、緊急時の応援体制のようなことは組めるものなのかどうかというのは、ちょっと聞いておいたらいいかもしれないですよね。 逆に、処遇面で差がつけられ過ぎてしまっても困るし、なさ過ぎては事業
会長委員	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていますかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係というか、何か急変時とは言いませんけれども、何かあったときに、有料老人ホームとの連携というか、そういったものが何か話はありますでしょうか。多分ふだんこのグループホームには介護の方はいても看護の方はいないと思うのですけれども、何かそういう事態があったときに、職員の連携とかは何かありそうでしょうか。 有料老人ホームとの連携というのは今、手元に資料がないのですけれども、ただ、グループホームとしてお医者様との連携ということで、杉並区医師会の先生にお願いするようにしてくださいということをお伝えしています。 特定施設に関しては、区には中身についてなかなか関与できない部分があるのだろうと思うのですけれども、初めての合築ということもあるので、緊急時の応援体制のようなことは組めるものなのかどうかというのは、ちょっと聞いておいたらいいかもしれないですよね。 逆に、処遇面で差がつけられ過ぎてしまっても困るし、なさ過ぎては事業者さんがお困りになるだろうしという、ちょっと難しいパターンになるかも
会長委員	ほかに、いかがでしょうか。 今までですと、この辺は医師の先生から、医師との関係はどうなっていますかというご質問を、必ず先生から伺っていたのですけれども。 1つは有料老人ホームと一緒になっていますけれども、いわゆる看護関係といいますか、医師のこともそうなのですけれども、いわゆる看護関係というか、何か急変時とは言いませんけれども、何かあったときに、有料老人ホームとの連携というか、そういったものが何か話はありますでしょうか。多分ふだんこのグループホームには介護の方はいても看護の方はいないと思うのですけれども、何かそういう事態があったときに、職員の連携とかは何かありそうでしょうか。 有料老人ホームとの連携というのは今、手元に資料がないのですけれども、ただ、グループホームとしてお医者様との連携ということで、杉並区医師会の先生にお願いするようにしてくださいということをお伝えしています。 特定施設に関しては、区には中身についてなかなか関与できない部分があるのだろうと思うのですけれども、初めての合築ということもあるので、緊急時の応援体制のようなことは組めるものなのかどうかというのは、ちょっと聞いておいたらいいかもしれないですよね。 逆に、処遇面で差がつけられ過ぎてしまっても困るし、なさ過ぎては事業

	のは、できれば介護保険課でご確認いただければと思います。
介護保険課長	確認いたします。
会長	では、どうぞ。副会長。
副会長	ほかのところでよく見るのですけれども、こういうグループホームの場合にかかる費用について資料として載っていることが多かったりするのですが、今回それがないので、もしあれば教えていただければと思います。食費だとか、いわゆるホテルコスト。
介護保険課長	そうしましたら、資料はないのですけれども、口頭でお伝えさせていただければと思います。 月額使用料が全体で 18 万円となっております。内訳としましては、家賃が 13 万 5,000 円、食材料費が 2 万 5,000 円、光熱費を含んだ管理費で 2 万円といった内訳、合計 18 万円となっております。
会長	利用者さんの月額支払額の総額は幾らになりますか。
介護保険課長	総額が、今申し上げた 18 万円となっておりまして、この施設は特に入居 金、保証金もない施設でございます。
会長	どうぞ。委員。
委員	今のお答えで確認なのですが、18万円プラス、介護度に応じた介護保険料という解釈でよろしいのでしょうか。それとも、含めてということはないですよね。その確認です。お願いします。
介護保険課長	18万円とこちらは別々です。失礼しました。
会長	その方の段階によって、1割なり2割なりの負担が18万円の上に加わってくるということですよね。 委員、おいでになられたところですみません。先ほどこの件で、水回りを どうするのかという、少なめなのだけれども、施設の中で、とりわけ現在の コロナ禍の中で、手洗いなどについてどういう対応をしておられるかという 質問があったのです。委員からのご質問だったかと思うのですが、コンテク ストが分からないかもしれないのだけれども、お答えいただきたいのです ね。 もう一度、委員、繰り返していただけますか。
委員	同じ質問でよろしいですか。資料1の別添3の建築設計図みたいなものを 拝見して、各居室には、先ほどおっしゃったように水回りは必要ないという 基準でよいのかもしれませんが、職員室の向こう側に手洗い場が2つだけあ ります。18 居室の方々が、皆さんここでいろいろな清潔とか静養とかなさる のでしたら、今、施設におけるクラスター発生のニュースを耳にしますけれ ども、手洗い場の数とか、少し不安があって質問させていただいて、櫻井さ んが施設にお詳しいと聞いたので、今、お見えになったので、お聞きしてみ たく。これで賄えるのか、今後、コロナが継続した場合に、もっと手厚いそ ういう清潔の場所があったほうがよいのかなと思ったりもしまして、質問し ました。 恐らく、病院でも施設でも、今、消毒の設備はどんどん増やして、万全を 期していると思うのですけれども、そういうところで今賄っていらっしゃる のかなと思ったりもします。現状をちょっとお教えください。

7. 🗆	
委員	遅くなりまして申し訳ございませんでした。
	私どもは特養に関してというお答えになりますので、有料老人ホームさん
	等の指定の基準が違うというところを前提のお話になるのですけれども、よ
	ろしゅうございますか。
	まず、特養に関しまして、私どもにつきましては、コロナ以前とコロナ後
	で、手洗い場を例えば増設しているとか、あるいは動線、動線確保は別途行
	っているのですけれども、水回りのところを追加しているということはござ
	いません。実際のところ、利用者様のエリアに到達するまでには、地域包括
	支援センターがあったりだとか、廊下のスペースがあったり玄関フロアのス
	ペースがあったりというところで、そこの中に、私どもに関しては、トイレ
	がございまして、そこをうがい、手洗いの場所という形で、入館のときに必
	ずしていただくということを行っております。多くの施設は、まず出入りの
	ところでそこを一度、ワンストップというのですかね。していただくという
	流れになっていようかと思います。
	こちらの手洗い場所が適切かどうかということは、なかなかお答えしにく
	い部分でもあるのですけれども、恐らくのところなのですが、風除室のそば
	にまず手洗い場を設けているというのは、私自身も、幾つかの有料老人ホー
	ムさんを拝見したときに、そのような作りになっているところは結構ござい
	ますので、風除室の中にあったり、あるいはちょっと入り口に入って受付の
	横にあったりというのは、自然なことなのではないかなと思います。
	ただ、この数が不足しているか不足していないかというのは、施設の動線
	だとか、職員の配置等によっても大きく変わってくるものだと思いますの
	で、一概には申し上げられないところなのですけれども。そのようなお答え
A 11	でよろしいでしょうか。申し訳ございません。
会長	ありがとうございました。よろしいですね。
	今、区内グループホームはどうですか。満室というような状況ですか。
介護保険課長	かなり入居率は高いと聞いています。
^ F	
会長	認知症のデイサービスは利用率が低くて、どこも経営困難を極めているの
	だけれども、グループホームは大丈夫なのですよね。
	何かご質問、ご意見、おありの方はいらっしゃいますか。よろしいですか。
	そういたしましたら、この件はご承認いただいたということにしたいと思
	います。ありがとうございました。
	それでは、今度は報告事項に移ってまいります。地域密着サービス事業所
	の指定などについて、区内のほう、介護保険課長、ご説明お願いします。
介護保険課長	それでは、引き続きまして、「地域密着サービス事業所の新規指定(区内)」
	についてご報告いたします。
	資料2-1を御覧いただければと思います。介護保険法第78条の2第1
	項、それから第115条の12第1項による指定について、ご報告いたします。
	本日は地域密着型通所介護 2 件でございます。
	1件目です。事業所名称が、高齢者在宅サービスセンター西荻ふれあいの
	家。所在地が、杉並区西荻北二丁目 12番2号西嶌ビル1階。利用定員が 18
	名。法人名が、特定非営利活動法人ももの会。所在地、代表者氏名は記載の
	とおり。開設年月日は、令和3年7月1日でございます。
	こちらは、本年の6月まで杉並区内の桃井第三小学校で、桃三ふれあいの
	家として、一般の通所介護を行っていたものでございまして、今回、移転と
	ともに地域密着型通所介護に移行したため、ご報告するものでございます。
	続いて2件目、下でございますけれども、事業所名称が、レコードブック

_	
	西荻窪。所在地が、杉並区西荻南二丁目2番3号。利用定員が10名。法人
	名が、株式会社RedBear。所在地、代表者氏名は記載のとおり。開設
	年月日は、令和3年9月1日。
	本件は、本年6月29日の第1回介護運協で意見聴取をしたものでござい
	ます。
<b>∧ □</b>	私からは以上でございます。
会長	ありがとうございました。
	レコードブックについては、今お話があったように、前回、いろいろご意
	見を頂いたところでした。それからふれあいの家は移転に伴う更新のような
	感じですよね。
	何かご質問、ご意見おありの方、いらっしゃいますか。よろしいですか。
	では、委員、どうぞ。
<del>太</del> 旦	
委員	運営法人が、桃三のふれあいの家を運営していたということなのですけれ
	ども、移転することになった経緯、また利用定員や職員体制、施設規模がど
	のように変化したのか。その辺りの全体像を確認したいと思います。
介護保険課長	こちらの桃三ふれあいの家ですけれども、まず桃井第三小学校内で事業を
	行っておりましたが、賃貸借契約期間が令和3年3月末で切れるといったこ
	とに伴って移転したものでございます。
	先ほど、移転6月と申しましたけれども、移転先を見つけるのに時間がか
	かったので、3月末ではなくて6月に移転をしたと。
	利用定員につきましては、前の桃三ふれあいの家のときは、定員 30 名だ
	ったものが、今回 18 名となったというものでございます。
委員	職員体制とかは。
介護保険課長	職員体制はほぼ変わらずでございます。
委員	これについては議会でも取り上げてきたのですけれども、そもそもふれあ
	いの家というのは、当初、区の事業として始まったという経緯があると思い
	ます。当時は委託して事業をやってきたという経過があって、その後、事業
	が軌道に乗って、委託ではなく民営化して、家賃も支払ってもらうというこ
	とになったと思うのですね。その点で言えば、区の事業として始まって、こ
	のNPO法人も苦労しながらも地域に根差して活動してきたという経緯が
	あると思うのですね。
	それが、その居場所を移転してほしいという話が出てきたときに、居場所
	を探すということで大変な苦労をしてきたと思うのです。結果的には、何と
	か近くに場所を見つけることができたのですけれども、30名の定員が18名
İ	
	に減ると。その点で言うと、地域では非常にこの経緯を心配して不安になっ
	に減ると。その点で言うと、地域では非常にこの経緯を心配して不安になっている高齢者の方がたくさんいらっしゃるのです。地域に長いこと根差して
	に減ると。その点で言うと、地域では非常にこの経緯を心配して不安になっ
	に減ると。その点で言うと、地域では非常にこの経緯を心配して不安になっている高齢者の方がたくさんいらっしゃるのです。地域に長いこと根差して
	に減ると。その点で言うと、地域では非常にこの経緯を心配して不安になっている高齢者の方がたくさんいらっしゃるのです。地域に長いこと根差してやってきた場所ですので。
	に減ると。その点で言うと、地域では非常にこの経緯を心配して不安になっている高齢者の方がたくさんいらっしゃるのです。地域に長いこと根差してやってきた場所ですので。 この法人の成り立ちを見れば、一般の運営法人、運営事業者とちょっと違う経緯があったのかなと思うのです。そういう点で言うと、移転によって、
	に減ると。その点で言うと、地域では非常にこの経緯を心配して不安になっている高齢者の方がたくさんいらっしゃるのです。地域に長いこと根差してやってきた場所ですので。 この法人の成り立ちを見れば、一般の運営法人、運営事業者とちょっと違う経緯があったのかなと思うのです。そういう点で言うと、移転によって、定員の規模が縮小したり、居場所探しに必死になるみたいなことが、本来は
	に減ると。その点で言うと、地域では非常にこの経緯を心配して不安になっている高齢者の方がたくさんいらっしゃるのです。地域に長いこと根差してやってきた場所ですので。 この法人の成り立ちを見れば、一般の運営法人、運営事業者とちょっと違う経緯があったのかなと思うのです。そういう点で言うと、移転によって、定員の規模が縮小したり、居場所探しに必死になるみたいなことが、本来はあまりよろしくないかなと思うのですけれども、その辺りについて、区とし
	に減ると。その点で言うと、地域では非常にこの経緯を心配して不安になっている高齢者の方がたくさんいらっしゃるのです。地域に長いこと根差してやってきた場所ですので。 この法人の成り立ちを見れば、一般の運営法人、運営事業者とちょっと違う経緯があったのかなと思うのです。そういう点で言うと、移転によって、定員の規模が縮小したり、居場所探しに必死になるみたいなことが、本来はあまりよろしくないかなと思うのですけれども、その辺りについて、区としてどのように認識しているのかを確認しておきたいと思います。
	に減ると。その点で言うと、地域では非常にこの経緯を心配して不安になっている高齢者の方がたくさんいらっしゃるのです。地域に長いこと根差してやってきた場所ですので。 この法人の成り立ちを見れば、一般の運営法人、運営事業者とちょっと違う経緯があったのかなと思うのです。そういう点で言うと、移転によって、定員の規模が縮小したり、居場所探しに必死になるみたいなことが、本来はあまりよろしくないかなと思うのですけれども、その辺りについて、区としてどのように認識しているのかを確認しておきたいと思います。 あと、併せて、ちょっと関連してなのですが、八成と方南のふれあいの家
	に減ると。その点で言うと、地域では非常にこの経緯を心配して不安になっている高齢者の方がたくさんいらっしゃるのです。地域に長いこと根差してやってきた場所ですので。 この法人の成り立ちを見れば、一般の運営法人、運営事業者とちょっと違う経緯があったのかなと思うのです。そういう点で言うと、移転によって、定員の規模が縮小したり、居場所探しに必死になるみたいなことが、本来はあまりよろしくないかなと思うのですけれども、その辺りについて、区としてどのように認識しているのかを確認しておきたいと思います。
高齢者施策課	に減ると。その点で言うと、地域では非常にこの経緯を心配して不安になっている高齢者の方がたくさんいらっしゃるのです。地域に長いこと根差してやってきた場所ですので。 この法人の成り立ちを見れば、一般の運営法人、運営事業者とちょっと違う経緯があったのかなと思うのです。そういう点で言うと、移転によって、定員の規模が縮小したり、居場所探しに必死になるみたいなことが、本来はあまりよろしくないかなと思うのですけれども、その辺りについて、区としてどのように認識しているのかを確認しておきたいと思います。 あと、併せて、ちょっと関連してなのですが、八成と方南のふれあいの家
高齢者施策課長	に減ると。その点で言うと、地域では非常にこの経緯を心配して不安になっている高齢者の方がたくさんいらっしゃるのです。地域に長いこと根差してやってきた場所ですので。 この法人の成り立ちを見れば、一般の運営法人、運営事業者とちょっと違う経緯があったのかなと思うのです。そういう点で言うと、移転によって、定員の規模が縮小したり、居場所探しに必死になるみたいなことが、本来はあまりよろしくないかなと思うのですけれども、その辺りについて、区としてどのように認識しているのかを確認しておきたいと思います。 あと、併せて、ちょっと関連してなのですが、八成と方南のふれあいの家はどうなっているのか、そのことについても確認しておきます。

学校の中に入っていて、それぞれ学童クラブの定員が待機が出ているという 状況と、それから実際の子どもの人数が増えて、教室が足りなくなるという 状況があって、もともと、ここは学校の余裕教室を活用してデイサービスを やっていただいたという、それは今、委員がご指摘のとおり、区からお願い をしてきたという経過がございます。

その後、その委託事業から始まって、それから今度は実際に区が施設を貸して、賃料を頂きながら運営をしてきた。その間に、地域との深いつながりといいますか、そういった経過は区も承知してございます。

そうした中で、今お話ししたように、現在、児童が増えているというような状況の中で、学校本来の目的のために使わせていただく必要がどうしても出てきたというところで、この間、事業者ともお話をして、区も、単に出ていけということだけではなくて、一緒に場所を探したりとかいうこととか、いろいろ協議を進めながらしてきたということで、桃三についても、この間何度も、私も前職の介護保険課長のときから一緒にお話を聞いて、場所も探しつつ、最終的には事業者のほうで場所を見つけて、それに対してうまく事業が移行できるように、私どももできる限りの支援はしてきたつもりでございます。

このほか八成についても、当初、なかなか急な話だということで反発の意見があったやに聞いています。八成についても、3月にはご自分のところで、たしかビルを建てられたかと思いますけれども、そこに移転ということです。

方南につきましては、ほかの移転場所が見つからず、なかなかそれまでもかなり事業の運営自体が厳しかったと聞いておりまして、移転してまで継続するのは難しいということで、残念ながらですけれども、廃止となったという経過でございます。

## 委員

いろいろな経過があると思うのですけれども、当初、十数年前、杉並区と一緒に立ち上げて、事業者としては必死にやってきたと。特にNPOは体力がないので、その点では本当に必死に運営してきたと思うのですけれども、それが出るということになったときに、例えば方南ふれあいの家は、議会にも陳情も出されて、何とか継続してほしいという声も出されていたのですけれども、結果的には解散というか中止になってしまったということがあったわけで、地域で根差して運営してきた法人についてはもう少し丁寧な対応をしていただかないと、何だかはしごをかけ外すようなことになると、一番不安に思っているのが、事業者の人も大変なのですけれども、地域の住民が、ずっとやってきたふれあいの家が突然なくなるみたいな状況に直面しますので、そういったことについては少し慎重に対応していただきたいと思います。以上です。

# 会長

ありがとうございました。

これは、最初のふれあいの家ではなくて、空き教室利用として後から始まったふれあいの家だったと思うのです。もともとあった区の直営のふれあいの家というのは、社協を含めいろいろなところに、まず運営委託の形で行って、それからまたさらに形が変わってという経過だったと思います。

その運営法人を選定するときの委員長を、たしか私が全部やったのです。 なのに、これは入っていなかったし、八成も入っていなかったということな ので、今お話を聞いていて分かったのだけれども、空き教室利用でスタート した事業なのですよね。そうすると、これはまた教育委員会との兼ね合いだ とか、いろいろな面倒くさい問題が起こってきているのだろうなという推測 もできます。

	そういう中で、委員が言われたように、いろいろ運営しておられる方たち
	にはお気の毒なことになってきてしまっているので、介護の部分として、高
	齢者施策課、あるいは介護保険課が、可能な限り支援はしてきたという、そ
	ういうお話だったかと思います。
	こういう整理で大体いいですか。
高齢者施策課	ありがとうございます。そのとおりです。
長	
会長	委員、どうぞ。
委員	関連のお話で、荻窪地域に松渓ふれあいの家といいまして、中学校の敷地
	の中で、空き教室ではなくて、あそこは別棟だと思うのですけれども、それ
	でデイサービスをNPOがやっているところがあるのですが、さきほど課長
	のお話ですと、学童クラブの子どもが増えているのでというご説明でした
	が、中学のそういうふれあいの家というのは、今後どうなっていくのか、あ
	るいは今、委員からもありましたけれども、今後、私たち住民が納得のいく
	形でどうなるかという、今後のことを考えていっていただきたいと思いま
	す。
	以上です。
高齢者施策課	中学校については、現在のところ、特段何かの計画があるということには
長	なってございません。ただ、中学校も含めて、ふれあいの家については、行
	革の一項目の中に入っています。
	内容としては、民間で借りているデイサービスと、それから区の施設を貸
	しているところのデイサービスの賃料で比較すると、かなりの開きがあると
	いうところで、そこの公平性がどうなのだろうかという話もあって、徐々に
	段階的に賃料を上げていくということと、加えて何か今回、今は中学校のお
	話でしたけれども、中学校の何か本来目的で必要になったときに、そのとき
	にどうするのだということは、事前に、これまで今お話のあった小学校のと
	き、2年前にお伝えしたという経過がございますので、今の段階から将来的
	にはもしかしたら出ていただくことがあるかもしれないと。その機会として
	は、1つは中学校の改築の時期とかになったときには、中学校の環境を最優
	先にといった段階で、そのときには入れないかもしれないと。そういうのは
	事前に、今から話をしておく必要があるということで、その辺については、
	事業者には既にお伝えをしているところです。
	今後、新たに中学校のふれあいの家の取扱いについて、何かほかの教育の
	ほうから考えが示されれば、早いうちに事業者に対して我々も話をして、丁
	寧に進めていきたいと考えております。
会長	よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょう。よろしいですか。
	それでは、このご報告は承ったということで、その次に進みたいと思いま
	す。
	今度は、廃止のほうですね。引き続き、お願いいたします。
介護保険課長	引き続きまして、地域密着型サービス事業所の廃止(区内)についてご報
7 1 HX 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	告いたします。資料2-2を御覧いただければと思います。
	一 万 選 保険伝第70 未の 3 第 2 頃及 5 第 113 未の 15 第 2 頃による廃止につい 一 てご報告いたします。
	本日は地域密着型通所介護1件と、認知症対応型通所介護1件でございま
	す。 
	まず、地域密着型通所介護でございます。事業者名称は、上井草診療所デ
	イサービス。所在地が、杉並区今川三丁目 30 番 10 号4階。利用定員が 15

	名。法人名が、東京都西部保健生活協同組合。所在地、代表者氏名は記載のとおり。廃止年月日は、令和3年7月31日。廃止の理由は、通所リハビリテーション事業所拡充のためでございます。 続きまして、認知症対応型通所介護でございます。事業所名称は、ふれあいの家しみず正吉苑。所在地は、杉並区清水三丁目22番4号。利用定員は11名。法人名が、社会福祉法人正吉福祉会。所在地、代表者氏名は記載のとおり。廃止年月日は令和3年9月30日。廃止の理由は、運営上の都合によるためでございます。
	私からは以上でございます。
会長	ご質問、ご意見おありの方、いらっしゃいますか。
云及	正吉苑は、スペースを何かほかに転用することをお考えなのでしょうか。
委員	正吉福祉会の委員でございます。 まず備考のところに、運営上の都合に記載をしていただいているところではございますが、実質的なところとしましては、定員 11 人に対して、登録人数は9人から 10 人で、ほぼ定員に沿う形ではあったのですが、実際の稼働としましては、1 日当たり 5 人ぐらいの経過という形でございました。なので、実質的な稼働の低下が継続しているというところが、本来的な理由でございます。 利用スペースにつきましては、杉並区さんとも相談をさせていただきまして、これまで建物の隅のほうにあった静養室を、そのまま認知症のデイサー
	ビスが使用していた箇所を移すことによって、比較的狭い静養室でございましたので、広いスペースで換気もしやすいというところで、既に 10 月1日からそのような形で、一部改装をさせていただいております。 通所介護につきましては、通常どおりの営業を継続しておりますので、お客様につきましては、多くの方、老人ホームに入所されたりだとか、あるいは近隣の併用されているデイサービスに移られる方もおられたり、また、私どもの看護小規模多機能型に移られるという方もおられましたので、その辺りについてご迷惑をおかけしたというところがございます。 以上でございます。
会長	ありがとうございました。 やはり利用しておられる方の、次への行き先をうまく見つけていくということが大事になってくるところなので、その辺、きっちりご対応いただいたということかと思います。 この件、これでよろしいでしょうか。 そういたしましたら次の報告、今度は区外の指定について、続けてお願いします。
介護保険課長	続きまして、地域密着型サービス事業所の指定(区外)についてご報告いたします。 資料3を御覧いただければと思います。介護保険法第78条の2第1項、 及び第115条の12第1項による指定についてご報告いたします。 本日は地域密着型通所介護2件でございます。1件目、事業者名称がリハビリデイルームやわら赤堤。所在地が、世田谷区赤堤4-41-5。法人名が、 株式会社静和。所在地、代表者氏名は記載のとおり。指定年月日は、令和3年6月1日でございます。 2件目、事業者名称が、セコムシニア倶楽部千歳烏山。所在地が、世田谷 区南烏山5-5-9。法人名が、セコム医療システム株式会社。所在地、代表者氏名は記載のとおり。指定年月日は、令和3年8月1日でございます。 私からは以上でございます。

#### 会長

以上のとおりご報告いただきました。よろしゅうございますね。ありがとうございました。

それでは、報告事項の3番目「令和3年度版 すぎなみの介護保険」について、ご報告を頂きます。続けて介護保険課長。

## 介護保険課長

それでは、お配りしている資料4「令和3年度版 すぎなみの介護保険」。 オレンジ色の冊子を御覧ください。こちらは毎年作っておりまして、皆様に もお配りしているものでございます。

開いていただきますと、過去5年間の実績をまとめたデータブックとなっております。

まず1ページ目以降なのですけれども、杉並区の高齢者人口がどうなっているかとか、それから3ページ目以降で認定者数の推移ですとか、それからちょっと飛びますけれども、9ページ目以降で、区の介護保険サービス、どのようなサービスがどのように推移していっているのか。そして、その実績が過去5年間どうだったのかとか、そういったことが記載されております。

ちょっと飛びますけれども、最後のほう、46ページ辺りで、これまでの介護保険制度のあゆみ。介護保険制度が始まる前から現在に至るまでの制度の移り変わりとか、そういったものを書いてございますので、後ほど参考に御覧いただければと思います。

今年度作成したものにつきましては、令和2年度、新型コロナウイルス感染症の影響で、特別な対応を行ったものが幾つかございますので、その主なものについてだけ、参考に説明させていただきます。

まず、3ページにお戻りください。上の表は「申請件数と認定審査会開催の状況」でございます。

表の一番下の行には「審査会開催回数」がございまして、一番右、令和2年度は453件、前年度の令和元年度の638件よりも大幅に減少しているという状況でございます。

その下に記載がございますけれども、これはコロナ禍で特養ですとか病院 等で調査が困難な場合、要介護認定の調査を行わずに認定を最大 12 か月延 長できるという特例の影響でございまして、その特例措置の結果、審査が必 要な件数が減って、審査会の回数も減ったというものでございます。

同様に、次の4ページの上の表の「事業所別調査件数の状況」も、令和2 年度の調査件数が、同様の理由で大幅に減少しております。

次の5ページの「認定結果内訳」についても、同様に審査件数、認定結果 の件数が、令和2年度は大幅に減少しているというところでございます。

次に、少し飛びますけれども32ページを御覧ください。32ページの上のところに「新型コロナウイルス感染症の影響による減免」の記載をしております。

こちらは昨年度、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染して死亡または重篤な傷病を負った場合ですとか、収入が減少した場合に介護保険料を減免する特例措置を実施いたしました。その件数が 632 件で、減免額が 2,540 万円余となっております。

そして、前回の運協でもご報告させていただきましたが、この特例措置は 今年度、令和3年度の介護保険料についても実施しております。

最後に、また少し飛びますが 42 ページを御覧ください。下の「(9) 新型 コロナウイルス感染症の影響を受けた介護保険サービス事業者に対する支 援金交付事業」でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大による利用者の減少等によって、事業収入が大きく減少した介護保険サービス事業者に対しまして、継続した

	サービスの提供が行われるように、影響額に応じて最大 100 万円の支援金を
	助成したというものでございます。事業者数としては 140 社、金額としては
	6,910万円でございます。
	その下、「(10) 業務継続のための施設等従事者へのPCR検査実施」でご
	ざいます。これは施設等において、利用者ですとか従事者に、新型コロナウ
	イルス感染症が発生した場合に、従事者の不安解消ですとか、業務の継続と
	区民サービス維持のために、行政検査の対象とならない従事者を対象とした
	PCR検査を 1,211 件実施したというものでございます。
	私からは以上でございます。
会長	ありがとうございました。何かご質問、あるいはご意見おありの方、いら
	っしゃいますか。
	やはり通所系のサービスは、利用が相当減っていますね。
介護保険課長	昨年は減っておりましたけれども、最近の介護報酬の状況を調べますと、
71 B21112 (1910)	通所系もかなり回復してきているという状況でございます。
委員	資料の44ページの「介護サービス事業者の指導」なのですけれども、下
	のほうに「集団指導の対象の740事業所に対し、動画配信により内容の周知
	を図りました」という文章がありますが、新型コロナウイルスの感染拡大の
	状況下ですから、やむを得ない措置だと理解しております。
	この集団指導と動画配信による周知というのを、それぞれメリット、デメ
	リットは、どこにあるとお考えでしょうかということと、また、コロナ感染
	が収束した後は、どのような指導の形をとる方針をお考えでしょうかという
	ところを、お聞きしてみたいと思います。
介護保険課長	あくまで、私の個人的な考えを述べさせていただくことになりますけれど
月受休厌床区	も、まず動画配信のメリットというところでは、会場に来なくてよかったと
	いうこと。それから、動画を繰り返し見られるといったところはあったのか
	なというふうに思います。
	一方で、デメリットというのが、なかなか難しいのですけれども、ただ動
	画を見るだけというより実際にその場にお越しいただいて説明をしたほう
	が、より伝わるという面もあるのかなというところもあるかと、これは私の
	が、よりはわるという面もめるのがなというところもめるがと、これは私の   感想になってしまいますけれども。
	然心になってしまいますりれたとも。   今後、コロナが収束した後についてでございますが、まさに今、それをど
	うしようかなと検討している最中でございます。
<del>人</del> 旦	以上でございます。 ありがとうございました。
委員	めりかとうこさいました。
会長	よろしいですか。ほか、いかがでしょう。
	委員、事業者側としてはどうですか。コロナの影響を含めて、何かご意見
	があればお聞かせください。
委員	影響はないと言えばうそですけれども、変な話、うちは出なかったね、よ
	かったねという感じで、ほかが出たねという感じなので、いつうちがなるか
	ということと、デイサービスの場合は、単独でこちらにデイだけやっている
	方はいいのですけれども、細かいことが、いろいろ複数のサービスを使って
	いる場合には、その方が出た、またその方が行っているデイサービスが出た
	場合に、結果が出るまで待機していただくとか、来ていただかないで様子を
	場合に、柏木が山るまで特徴していたにくとが、木でいたにかないで稼ずを   見ていただくとか、訪問介護もそうですけれども、そういうことがあります
	元(いたにくとが、前向月渡むて)(りりねしとも、て)いうことがありまりので。
	<i>い</i> て。   ただ、コロナだけで苦しいわけではないので、最初からずっと苦しいので、
	そこに追い打ちをかけられたということなので。ただ、処遇改善加算とかい

会長	ろいろあるので、職員自体はそんなに給料は下がっていないので、逆に言えば、それがネックになるというか、固定給というか、ランニングコストは落ちないけれども、売上げは落ちるので赤字になるというのが、一番の。なので、正直な話、コロナでいろいろとあった時点で、経済的なものも考えていただいて、介護報酬の基本報酬を上げていただかないと、どうにもならないというのが事業者の考えで、加算だけで職員の給料を上げていって、表向きに新聞では上がったと出るだけなので。皆さんの理解としては、給料が上がっているじゃないかという話なのですけれども、事業者の実態としては、経営的には何の改善にもなっていないというのが正直なところなので。改善は飲食業だけでなくて、相対的にしていただきたいと思います。委員、お願いします。
	感じでしたか。
委員	ありがとうございます。ケアマネ協議会です。よろしくお願いいたします。大分、おかげさまで周囲も環境も整ってきたという実感がございます。先ほどご質問にも出ていました、集団指導も動画配信をしてくださったりとか、区でも最大限いろいろな工夫をしてくださっているので、ちょうどこの集団指導の時期は、私たちも制度改正の時期と重なっておりましたので、ドタバタ日々する中で、制度改正、またこの集団指導の内容を繰り返し見られるメリットというのは、非常に大きかったと実感しております。また、ご利用者様たちのサービス、通所とかその辺りも、ショートステイも大分回復をしてきて、皆さん今まで在宅されている間に落ちた筋力や体力を、維持というよりは、これからもうちょっと向上させていきたいなという気持ちになったときに、主治医の先生方、かかりつけ医の先生方を中心に、いろいろなリモート会議とか、研修のあり方も、Zoomを活用したり、Webexで活用させていただいて、包括のケア会議が進んでいたりと、様々な新しい変化も落ち着いてきているように感じています。その中で、多職種連携というのが非常に大きな意味を持つことになってくると思うのですが、ここも杉並区医師会の先生方が中心に進めてくださっている、杉並区の統一のICTの活用といったところに、非常に私たちは大きな期待を寄せているところです。以上です。
会長	委員、いかがですか。
委員	皆さん言ってくださった内容で大丈夫です。
会長	地域包括としてケア 24 の対応を、特に何かお考えになったことはおありですか。 これは地域包括ケア推進担当課長ですね。
地域包括ケア推進担当課長	ケア 24 は、基本的にはコロナ禍の中でも、業務を積極的に取り組むようにということで、対応をしてまいりました。 ただ、いろいろな会議などがやりにくい状況が見られたものですから、区でも補正予算を組みまして、各ケア 24 に、タブレット、いわゆる手で持てるパソコンですけれども、そういうものを配付しまして、それでみんなが集まらないでも、タブレットで、先ほどもお話が出ましたWebexというものを使ったりして会議ができるようにということで、業務に支障のないような形で取り組んでまいりました。

会長	相談を控えるような動きはありましたか。
地域包括ケア	- 相談を控えるというか、高齢者の方が会いたくないとか、そういうのもあ
推進担当課長	りましたので、訪問などがやりにくいという状況があったというようには聞
1出连15日球区	りよしたのく、助向などがくりにくいという状化があったというようには順しいております。
	- そういう場合は、電話なり、あるいは玄関先でちょっと様子を聞くとか、
	そういうそれぞれの方のご事情というか、ご希望なども聞きながら、相談な
	どを受けていたということで、なかなか先ほどのタブレットを使って、将来
	とを交けていたということで、ながながらはとのテクレクトを戻って、初本   的にはやれるといいなと思ってはいるのですが、高齢者の方側の事情とか、
	個人とのそういう通信の課題もありますので、まだそこまでは行っていない
	ので、それぞれ、工夫をしながらやっているというのが実態でございます。
会長	ありがとうございました。
	では委員、どうぞ。
委員	動画の話ですけれども、協議会でもZoomを使って最近は研修会とかや
<b>女</b> 兵	っているのですが、実際、全ての事業者がそれを使いこなせるかというと、
	意外と使いこなせない、またZoomでどうやって、顔が出てこないとか、
	声が出ていないとか、いろいろ起きるので、いきなりYouTubeで見る
	といっても、YouTubeってどこのチューブだと言う人もいるので。実
	際、そういうところの世界なので、いきなりというより、その辺のウェブと
	かそういうことを推進していくなら、事業者もそうですし、ご家族もそうで
	すし、相対的にそういうことを伝えていくというか、使い方を研修とか、地
	域の民生委員の方とか、そういうのにまず来ていただいて、民生委員の方は
	結構高齢者なので、高齢者の方がどうやって使えばいいのか、その方が使え
	れば結構教えられるのに、高齢者の身になって教えられると思うので、簡単
	に事業者で使えるかというと、意外と介護報酬だけ使っているとか、そうい
	うところが多いので、できるだけ金を使いたくないというのが気持ちなの
	で。その辺の助成とか、いろいろなことをやっていかないと、なかなか進ま
	ないのかなと実感しています。
会長	ありがとうございました。
	オンラインでの会議だとか、私どもだと大学の授業がそうなのですが、最
	初は大変でしたけれども、慣れれば大したことはないですね。むしろ移動が
	ないだけ楽だというくらいの感じがありました。
	ただ、慣れるまでは、先ほどもお話があったように、いつまで経ってもミ
	ュートのまま、口だけパクパク動いているとか、そういう画面になりますよ
	ね。慣れだと思います。
	委員、民生委員さんたちもコロナで大分苦労されたのではないかと思いま
	すが、いかがでしたか。
委員	今、コロナ禍で、緊急事態宣言中は一応訪問しないようにという指導を頂
	きましたので、ちょうどたすけあいネットワークもそうなのですが、おたっ
	しゃ訪問を本来だと6月ごろ実施をしていたのですけれども、11月下旬ま
	で延期になりまして、今ちょうど大体の方は提出してありますけれども、こ
	れが 11 月まで延びましたので、それに対しては十分間に合うかなと思って
	おります。
	たすけあいネットワークに関しても、独自にそれぞれの方が皆さん活動し
	ておりましたけれども、ただその前の緊急事態宣言に関しては、杉並区では
	独居の方とか高齢者だけの家族の方が多いのですね。その方たちをピックア
	ップして、事前に電話で近況がどうなのかということを確認して、一応提出
	したということをやっております。

	それと、あと今、動画の話も出たのですけれども、集まりで動画をどうし
	ようかという話があったときに、全員使えるわけではない。設定も、パソコ
	ンはできるけれども、Zoomをどうやってやるかとか、それが分からない
	方も結構いるんですよね。
	ですから、いろいろ動画を使うことに対して、それがいいという人もいる
	し、なかなか難しいのではないかということで、今はZoomをやる方もい
	るけれども、逆に、何か区で日程を決めて、施設に集まって、そこで集団的
	に見るという方法を取ろうかなとか、そういうことを考えているみたいでご
	ざいます。
	以上です。
会長	いわゆるハイブリッド型ですよね。
	最初の頃、Zoomの使い方、よその自治体の会議でしたけれども、Zo
	omがうまく動かないので電話をしながらZoomでやったというときが
	ありました。
	いかがでしょうか、よろしいですか。
	では委員、どうぞ。
委員	今日、この会議でコロナ禍の現状をお聞きしたかったので、大変住民とし
	てはいろいろ状況が分かり、ありがたかったです。ありがとうございました。
	それで、先ほどの杉並区の介護保険の説明であった42ページの、(9)の
	事業者数 140 事業所に支援交付金を交付したという、140 というのは杉並区
	が行っているというか、地域密着型デイサービスのみの140であるか、いろ
	いろな各種事業所があると思うのですが、そこの 140 事業所であるかという
	のをお聞きしたいのが1点。
	それから、(10)のPCR検査の件ですが、「行政検査の対象とならない従
	事者を対象としたPCR検査を 1,211 件実施しました」とありますが、この
	1,211 というのは杉並区内全体の従事者の何割、何%とか、その割合につい
	てお聞きしたいと思います。
	以上2点、よろしくお願いします。
介護保険課長	まず1点目なのですけれども、こちらは事業所数ではなくて、法人の数に
刀護休陕珠文	
	なります。1つの事業所が複数の事業をやっていることもありますので、事
	業所数として幾つだったかというのは、正直分からないというのがお答えに
	なってしまいます。
	それから2つ目の業務継続のためのPCR検査なのですけれども、実は区
	内で介護従事者の方がどれだけいるのかという正確な数字はなくて、ただ1
	万数千人いるのではないかという統計がたしかあったかと思います。
	そういう、もし仮に1万5,000人だとすると、10%に満たないぐらいとい
	うことかなと。こんな答えでよろしいでしょうか。
委員	ありがとうございます。法人数とおっしゃいましたが、この140というの
安貝 一	
	が法人数としてはどういう割合というか、法人でいうと 140 はほぼ全部なの
	ですか。そこをお願いします。
介護保険課長	全部ではなくて、事前の調査をやったのですね。それで、対象になりそう
	なところがこの 140 近い数字あって。ただ、事前の調査でも実際に、要件が
	令和元年12月と令和2年1月の介護報酬の実績に比べて、令和2年の4月、
	5月分の報酬が減っている事業者といった要件だったものでございますの
	で、区の予算が通った後に、改めて調べたところ、対象が140だったと。こ
	れはちょっとまどろっこしいのですけれども、そういったことです。
委員	実際、対象のところに入っているので、うちは受けました。
安貝	
	介護報酬で請求を出すので、金額が分かるのですよね。次に出したときに、

	幾つうちでというのが、区で分かるみたいで。それで、残念ながらうちも対
	象になってしまったというところです。
委員	杉並区全体で法人数は幾つあるのですか。それで多いのか少ないのかとい
	うことをお聞きしたかったです。
介護保険課長	手元になくて分からないです。
	ただ、介護サービス事業所数は、全体で700所くらいあります。
会長	実際に幾つの事業者が杉並区で事業を展開しているかというのは、行政で
	はなかなかつかみにくい部分だろうと思います。
	ただ、今お話があったように、事業所については分かる。そこから上がっ
	てくる介護報酬のデータを基に、これが大きく減っている事業者 140 社に、
	給付を行ったということのようですね。こういう理解でよろしいですか。
介護保険課長	会長がおっしゃるとおりです。
会長	特別な申請をしたわけではないのですよね。
委員	選ばれてしまった。
	21240 ( 0 2 7/20
会長	申請をしてもなかなか来ないというのと違って、申請しないでも、押しか
	けではないけれども、来てくれるというのは、ありがたいと言えばありがた
	いですけれども、逆に言えば、首根っこを押さえられて、財布の底まで見通
	されているとも言えるということですよね。
7.0	こんなことでよろしいですか。
委員	ありがとうございました。
会長	どうぞ。委員。
委員	42 ページの (10) の業務継続のためのPCR検査のことなのですけれど
	も、私どももデイサービスで、実際に介護保険課さんに相談させていただい
	て利用させていただいて、非常に助かりました。
	と言いますのが、疑わしい案件について、それが実際に陽性が確認できる
	までに時間を要するので、その間にそもそも誰を感染疑いとして対応すべき
	だとか、そういったところにどうしても時間がかかってしまいまして、産業
	医でも、私どもは特養があるので産業医がそこに協力をしてくれたりもする
	のですけれども、そちらだけではなくて、区として、保健所の検査までには
	至らないのですけれども、疑いの段階で広く利用者様や職員に先手が打てる
	というところでは、早めに相談をさせていただいて、本当に速やかに動いてくださったので、非常に助かりました。
	- こちら自体は、たしか、私どもは今、日本財団さんの助成を頂いて、無料
	で毎週日曜日にPCR検査を全職員がやっているのですけれども、そちらに
	移行しているので、移行ができるところについては、随時終了ということで
	お聞きしていますので、ただそこに手が伸びるまでの間は、本当に助かって
	おりました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございま
	した。
会長	ありがとうございました。
	ただ正吉苑さんのように、大手はいいのかもしれないなという感じは、何
	かするのですけどね。小さな事業所さんのところで、検査にしてもワクチン
	にしても、なかなか行き届かないということがあったのではないかなという
	心配はしております。

	ほか、よろしいでしょうか。
	ありがとうございました。それでは、このご報告もここまでということに
	いたします。
	これで、次第に記された議題と報告事項は終わるのですが、その他としま
	して「高齢者のしおり」について。高齢者施策課長、お願いします。
	それでは「高齢者のしおり」についてでございます。お手元に封筒に入れ
長	て配付をさせていただいております。
	これは3年に一度、発行をしております。高齢者に関する様々なサービス
	についてまとめたものでございます。
	今回、コロナの保険料の減免制度についても一緒に周知をさせていただい
	て、65歳以上の高齢者のいらっしゃる世帯全てに対して、今回、お送りをさ
	せていただいております。
	なかなか今回、反響も大きくて、問合せもかなりあるという状況でござい
	ます。
	以上でございます。
会長	ありがとうございました。
云区	
	続いて「在宅医療地域ケア通信」でしょうか。
在宅医療・生	在宅医療・生活支援センター所長の松田です。
活支援センタ	このケア通信ですけれども、年に3回発行してございまして、お手元にご
一所長	ざいますのが、今年度初めて発行するものでございます。
	そういうことで、在宅医療・生活支援センターがちょうど開設から4年目
	を迎えているということと、私が所長で4月に就任いたしましたので、それ
	を兼ねまして、改めて在宅医療・生活支援センターの業務の内容について、
	私がインタビューを受けるという形で書いてございます。
	現在ですけれども、内容的には大きく分かれて4つございますけれども、
	1つは「在宅医療を支える」という意味で、先ほど委員からもお話にござい
	ましたように、在宅医療と介護の連携をどのように推進していくかというこ
	とで、多職種の連携ということにも力を入れてございます。
	その他、在宅医療の調整窓口、3ページ目に詳しく書いてございますけれ
	ども、こういう取組もしてございます。
	2つ目が「複合的な課題の解決に向けて」ということで、包括的支援係と
	いう1つの係がございまして、主に相談機関の後方支援を行ってございま
	す。今年度から、高齢者在宅支援課から、高齢者虐待の通報窓口という役割
	も担いましたので、それが最後の4ページの上半分に、虐待の部署が変わっ
	たということを書いてございます。
	ページを開いていただいて、2ページ目のほうには、3つ目の業務としま
	して「支え支えられる地域を目指して」ということで、今、住民主体の支え
	合いの仕組みづくりをやるという取組を行ってございます。記載が簡単でご
	ざいますが、今、西荻で一部実施をしてございますけれども、今後、拡充を
	していきたいということを述べてございます。
	最後に4つ目ですけれども、「暮らしに困った方を支える」ということで、
	生活自立支援法の担当窓口である生活自立支援担当の業務も担っていると
	生活日立文版仏の担当志日でのる生活日立文版担当の未務も担うでいると   ころでございます。
	コロナの影響というところもございまして、現在、生活困窮者の方に、大
	きいところでは住居確保給付金の支給などしてございまして、支給件数は前
	年度比90倍に近い件数を受けてございまして、ウェルファーム杉並という
	建物の1階に、くらしのサポートステーションがございまして、私どもセン
	ターは3階にございますけれども、そちらのくらしのサポートステーション

で、生活困窮者の自立支援の相談を受けつつ、住居確保給付金に、実際のと ころ去年、それから今年度の前半は、前半というか今もなのですけれども、 結構追われているという状況でございまして、そのようなことを書いてござ います。 大体そうですけれども、補足で2ページ目の下半分には「新型コロナウイ ルス感染症病床確保のための転院支援事業」と書いてございますけれども、 コロナの感染者が区内の受入れ病院にお入りいただいたときに、コロナの退 院基準は満たしているのですけれども、高齢であって虚弱であったりとか、 あるいはほかの基礎疾患があることによって、なかなかご自宅に退院できな いという方に対して、転院支援事業ということを行いました。現在も行って いるところではございますが、その記載をしているところでございます。 ちょっと長くなりましたが、この通信に関しましては、今年度あと2回発 行の予定でございますので、御覧いただければと思います。 以上です。 ありがとうございました。 会長 成年後見制度利用促進事業の地域ネットワークにも、所長にはたしか入っ ていただくことになるのではないかと思いますが、まさに総合的にいろいろ なことをお引き受けいただいているということだと思います。 よろしいでしょうか。何かご質問おありの方、いらっしゃいますか。よろ しいですか。 それでは、高齢者施策課長、次をお願いします。 高齢者施策課 本日はどうもありがとうございました。最後に、次回のお知らせでござい ます。例年、年明けの1月下旬に予定してございますけれども、次回は令和 長 4年1月21日金曜日の2時を予定してございます。正式な通知につきまし ては、改めてご連絡を差し上げますが、予定を入れておいていただければと 思います。 私からは以上でございます。 会長 天沼三丁目……。 高齢者施策課 大変失礼いたしました。 会長から、天沼三丁目のフェニックス杉並についてPRを、というお話が 長 事前にございまして、予定どおり、この 12 月1日、天沼三丁目のフェニッ クス杉並が開設する運びとなってございます。 既に建物は竣工しておりまして、今、開設に向けて施設の内部の準備、そ れから人員の確保、開設に向けた準備を着実に進めているということになっ てございます。 ぜひ 12 月開設以降に、まだ当面はバタバタ、運営が慣れるまではと思い ますけれども、施設には地域交流スペースということで、地域にもかなり開 かれた施設がございます。先日、法人ともお話をさせていただいて、そこに はいわゆるリハビリ機能のためのトレーニングマシンみたいなものを置い て、有料ですけれども、それを自由に使っていただくとか、それから地域の 天沼サロンとか、今やっているのですけれども、それをその地域交流スペー スでやったりとか、法人としても、様々、介護予防の取組に関する講座だと か、そういったものもやっていきたいと言っておりました。1月以降ぐらい になるかなと言っておりましたので、ぜひ皆さんも近くに寄ったときには、 かなり活動の状況がよく見えますので、御覧いただければと思います。 以上、ご報告、PRでございます。

会長	ありがとうございました。
	ご協力いただきまして、予定された時間よりも大分早く終わることができ
	ました。
	どうぞ。委員、何か。
委員	この場をお借りして、3分だけすみません。
	昨年度から今年度にかけて実施させていただいています杉並区さんと、あ
	と私ども一般社団法人でやらせていただいております協働提案事業につい
	てのことなのですが、実は来月11月26日に、座・高円寺でフォーラムをや
	らせていただくことになったのです。
	障害分野と高齢分野の連携を考えるというフォーラムで、これまで多様化
	していたりとか複合化しているニーズに関して、杉並区でどんなことを今や
	ってきているんだよということだったりとか、こういうことが課題だねとい
	うことを、シンポジウム形式でお話しさせていただければと思っています。
	コロナも大分落ち着いてきたことですので、もしよろしければいらしてい
	ただければありがたいですし、オンラインのライブ配信も考えてはおります
	ので、よろしければと思っております。
会長	パンフみたいなものは。
委員	ごめんなさい。今日はパンフレットが間に合っていなくて、持ってこられ
	ればよかったのですけれども。もうすぐできるので、どんな形かでお配りで
	きればありがたいと思っています。
会長	もし間に合うようだったら、メール添付か何かで、高齢者施策課から回し
	ていただければと思います。
委員	よろしくお願いいたします。ぜひ、ファシリテーターに、武蔵野大学の渡
	辺先生とかにも来ていただいたりとかして、お話ししていただく予定でもあ
	ります。あと、実際の高齢者の方だったりとか支援者の方とか、そういう方
	たちも招いて、シンポジウム方式でみんなで考えていければいいかなという
	のを考えています。よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。大事なイベントのお知らせを頂戴しました。あ
	りがとうございました。
	それでは、これをもちまして、本年度第2回の介護保険運営協議会を閉じ
	たいと思います。ご協力ありがとうございました。